

## 和光市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成17年告示第27号

平成20年告示第104号

平成22年告示第96号

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定した和光市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「計画」という。）に基づく施策の推進を図るため、和光市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、計画に基づく施策の推進に資するため、施策に関する進捗状況の確認、事業の評価及び提言を行う。

### (協議会の組織等)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

### (関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。